

諮問実施機関	：熊本県知事
諮問日	：平成30年（2018年）5月15日（諮問第194号）
答申日	：平成31年（2019年）1月30日（答申第153号）
事案名	：畜産クラスター事業実施計画承認申請文書の部分開示決定に関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が畜産クラスター事業実施計画承認申請文書について平成30年（2018年）1月11日に行った部分開示決定において別表1の不開示とした部分のうち、別表2の「審査会が開示すべきと判断した部分」については、開示すべきである。

### 第2 諮問に至る経過

- 1 平成29年（2017年）11月30日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、「A法人に関する畜産クラスター計画文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 平成30年（2018年）1月11日、実施機関は、本件開示請求に該当する行政文書として特定した文書「平成28年度畜産クラスター事業実施計画承認申請について」のうち、別表1の「実施機関が不開示とした部分」については、条例第7条第3号ア又は同条第2号に該当し不開示とする部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
- 3 平成30年（2018年）4月5日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、本件部分開示決定のうち別表1の（15）見積書の内容及び図面（以下「本件対象文書」という。）に係る処分を取り消すとの裁決を求める審査請求を行った。
- 4 平成30年（2018年）5月15日、実施機関は、この審査請求に対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定により、当審査会に諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件部分開示決定の処分のうち、（15）見積書の内容及び図面に係る処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね以下のとおりであ

る。

- (1) 本件部分開示決定は、条例第7条第3号ただし書「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報」は開示するとの規定に違反している。

条例解釈運用基準5の(3)では、「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかは、当該情報を公にしないことにより保護される法人等の権利利益と、これを公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産等の利益を比較衡量して判断することとなると記載されており、知事は、比較衡量した結果、地域住民の利益より法人の権利利益が重いとの判断をした。

また、法人の事業活動によって、危害等（公害、薬害等）が生じ、又は生じるおそれがある場合に、危害等の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害等から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示するとも記載されている。

- (2) 現に、敷地外への雨水流出という危害が生じている。

平成29年（2017年）10月27日にB市が開催した住民説明会で、同市は「雨水は100%地下浸透させる計画である。」と述べた。通常、雨水を敷地内で100%地下浸透させるには調整池や地下浸透柵などの施設が必要であるが、B市農業委員会は、設計業者の100%地下浸透させるとの説明を可として、知事により農地転用が許可された。

しかし、牛舎の屋根が完成する前の平成30年（2018年）3月8日、時間雨量わずか8mmで現地から隣接する市道へ雨水の流出が確認されており、梅雨時や台風など豪雨時の下流への被害は十分想定される状況であることから、地下浸透させるための施設は、危害等の未然防止のために絶対必要なことである。

- (3) A法人が建設する牛舎の場所は、駅から僅か300mの至近距離で、運動公園に隣接し、近くには市営住宅が密集している。

A法人は、牛舎の建設地から少し離れた所で養豚事業を行っているが、その豚舎の汚水等は垂れ流しで、悪臭もひどい。既に存在する豚舎に関して私たちは今でも苦しんでいるのに、それに輪をかけるように牛舎が建設されるのは耐えられない。

本件処分により、我々の生活権、市民権等の問題が阻害されたような形になり、非常に不服である。

- (4) 牛の糞尿は外部に運搬して処理されると聞いているが、一時的に糞尿が建物の外に積まれる場合があったときにちょうど雨が降れば、糞尿が混ざって汚れた雨水が敷地外に流出し、私達の通学路でもある道路を通り、小学校と中学校のグラウンドの間に流れてくるのではないかという不

安がある。

- (5) 住民説明会で平面図及び立面図が公開されていることに加え、すでに牛舎が平成30年（2018年）3月27日に完成し外部から構造等を視認できる状況であり、不開示とする弁明理由は承服しかねるものである。
- (6) 今回の牛舎建設に関しては、手続きに問題があったように思っており、その全容を知るために図面を見せてほしいというのが開示請求の目的である。事業計画当初の文書で、牛舎の建設場所は現在の場所であったのか、排水や臭いの処理がどのようになっていたのかを知りたい。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の弁明書等での説明内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- 1 見積書の内容及び図面については、施主が設計業者へ依頼し、基本設計を行ったものであるが、これらは、設計業者が知識と技術等のノウハウを駆使して作成したものであり、設計業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
- 2 図面を公にすることは、建物の構造等が明らかになり、防犯の観点から施主の利益が害されるおそれがある。
- 3 見積書の内容を公にすることは、施主の財産や経営方針、経営状況等、内部管理の情報が間接的に公になり、今後の事業活動に支障をきたすおそれがある。
- 4 本件対象文書に関しては、仮に開示したとしても、人の生命、健康、生活又は財産が保護されるとは考えられない情報である。
- 5 審査請求人が主張している敷地外への雨水流出による悪臭発生については、牛舎内から牛舎外に家畜排せつ物が流出する構造になっていないことから、敷地外に家畜排せつ物が流出することはないと認識している。

なお、家畜の排せつ物の管理は、『家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「家畜排せつ物法」という。）』に基づいて行われ、仮に管理基準に従っていない場合は同法に基づき是正措置をとることとなる。当該牛舎の所有者は、他にも同市内に畜舎を所有しているが、これまで既存の施設から家畜の排せつ物が流出したことはないことを確認している。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件部分開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

## 1 本件対象文書について

当審査会で本件対象文書を確認したところ、見積書については、育成牛舎及び堆肥舎それぞれの建築に係る基礎工事等の各工事の工種、形状寸法、数量、単価、金額等が記載されている内訳書（以下「個表」という。）、各工事の金額を育成牛舎、堆肥舎別に集計した表（以下「小計表」という。）及び育成牛舎、堆肥舎の建築に係る経費の合計額及びその他の経費を集計した表（以下「集計表」という。）で構成されている。

また、図面は、育成牛舎の屋根伏図、立面図、断面図及び矩計図・部分詳細図並びに堆肥舎の平面図、立面図・断面図及び矩計図である。

## 2 条例第7条第3号の趣旨について

条例第7条第3号アは、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、原則として不開示とすることを定めている。

また、同号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を除く。」との規定は、同号アに該当する場合であっても、法人等の事業活動によって危害等が生じ、又は生じるおそれがある場合に、危害等の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害等から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要である情報は開示することを定めている。「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかについては、当該情報を公にしないことにより保護される法人等の権利利益とこれを公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産等の利益を比較衡量して判断することとなる。

なお、「法人等の事業活動によって危害等が生じ、又は生じるおそれがある場合」は、危害等が現実に発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合を指し、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報」とは、危害等を排除し、拡大を予防し、又は発生を未然に防止するために有用な情報を指すと考えられる。

## 3 本件部分開示決定の妥当性について

### (1) 条例第7条第3号ア該当性について

実施機関は、見積書の内容及び図面の一部については条例第7条第3号アに該当すると主張しているため、この点について検討する。

#### ア 実施機関の説明

当審査会が、実施機関に対して見積書及び図面の不開示部分の判断について説明を求めたところ、次のとおりであった。

(ア) 見積書については、これを公にすると、各資材等をどの程度の価格で納入できるかという見積書を提出した業者の価格競争力を明らかにすることになり、今後当該業者が事業活動において競争上不利な立場に置かれるおそれがある。

(イ) 図面については、寸法、勾配率、素材等について、設計業者の建築設計上の専門的な知識及び技術やその蓄積に基づき作成されたものである。技術的なノウハウにより作成されたこれらの図面は、技術競争の有力な手段となり得る情報であり、開示することにより、設計業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがある。

#### イ 見積書に係る検討

##### (ア) 個表について

個表には、各工事の詳細な内容、数量、単価及び金額等が記載されている。これらは、当該業者の取引上、生産技術上の情報であり、公にすることにより、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

##### (イ) 小計表について

小計表の「工種」の欄には、工事の名称が記載されている。これらの工事の名称の一部は個表のタイトルとして既に開示されており、また個表のタイトルに掲載されていない工事の名称は、建築工事であれば一般に想定される工事の名称であると考えられる。また、「数量」、「単位」及び「単価」の欄には、具体的な数量や金額等の情報は記載されていない。

したがって、これらの欄については、公にしても当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

一方、「金額」の欄については、(ア)の各工事の価格情報が記載されており、「摘要」の欄については、具体的な工事や材料名等が記載されている。これらの情報は、当該業者の取引上、生産技術上の情報であり、公にすることにより、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

##### (ウ) 集計表について

集計表に記載された情報は、各建物の名称及びその他の工事の名称と金額等である。これらの情報を公にしても、個別の見積りの価格情報や生産技術上の情報が明らかになるとはいえず、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

## ウ 図面に係る検討

### (ア) 図面について

図面については、図面の名称及び縮尺が既に開示されているが、その他の部分は不開示とされている。

当審査会で不開示部分の内容を確認したところ、どれも詳細な設計図面であり、使用されている材料や寸法、勾配に関する情報が記載されていた。

当該図面は、設計業者が施主の依頼を受けて、土地の利用、建物のデザイン、設計技術等の知識や技術を駆使して作成したものであり、これを公にすると設計に係るノウハウが明らかになり、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

### (イ) 図面の公開について

審査請求人は、住民説明会で平面図及び立面図が公開されていると主張しているため、本件対象物件の図面に公にされている情報が含まれているかについて検討する。

当審査会において、審査請求人に住民説明会で配付された資料の提出を依頼し、これらの図面を確認した。住民説明会で配付されたのは、牛舎の配置図と立面図であったが、配置図については、本件対象文書に含まれておらず、立面図については、畜産クラスター事業実施計画承認申請以降に建築内容が変更されたものであり、本件対象文書とは異なるものであった。

また、すべての建物については、建築基準法の規定に基づき建築計画概要書が閲覧に供されている。

このため、当審査会において、当該牛舎の建築計画概要書を確認し、本件対象物件の図面に公にされている情報が含まれているかを確認したところ、建築計画概要書として閲覧に供されているのは計画変更後の建物に関する情報であり、計画変更前のものである本件対象文書に関する情報は公開されていなかった。

## エ 検討結果

よって、見積書の小計表の「工種」、「数量」、「単位」、「単価」の欄及び「金額」の欄の合計額と集計表の全部については条例第7条第3号アに該当せず、見積書のそれら以外の部分及び図面については同号アに該当する。

### (2) 条例第7条第3号ただし書該当性について

審査請求人は、見積書の内容及び図面については、条例第7条第3号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報」に該当し開示すべきであると主張し

ているため、この点について検討する。

ア 危害の発生について

審査請求人は、法人の事業活動によって具体的にどのような危害が生じ、又は生じるおそれがあるかについて、第3のとおり、牛舎敷地から雨水が道路に流れ出たことがあり豪雨の際には下流への被害が想定されること、また牛舎から悪臭が発生するおそれがあることを主張している。

しかし、雨水の流出については、牛舎敷地から雨水が道路に流出したことがあったとしても、それにより例えば住民の生命や生活に影響があるような事態は発生しておらず、また、悪臭についても、「牛舎からの悪臭が懸念される」という主張であって、悪臭が原因で住民の健康や生活に対する何らかの支障等が現実に発生しているわけではない。

また、今後危害等が発生するおそれについても、実施機関が第4-5で説明しているとおり、家畜の排せつ物は家畜排せつ物法に基づき適正に管理されており、危害等の発生の蓋然性が高いとまでは考えにくい。

これらの状況から、現時点において、条例で想定しているような「危害等」が現実に発生している、又はその発生の蓋然性が高いと認めることはできない。

イ 本件対象文書に記載された情報について

本件対象文書の見積書及び図面は、上記(1)－ウ－(イ)のとおり、実際に建設された牛舎の見積書及び図面とは異なるため、仮にこれらの情報を開示したとしても、審査請求人が主張する雨水流出や悪臭を排除したり、又は発生を予防したりすることには何ら資するものではなく、公にすることが必要な情報とは認められない。

ウ よって、本件対象文書の情報については、第7条第3号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報」には該当しない。

(3) 以上により、本件部分開示決定において不開示とした部分のうち、別表2の部分については開示し、それ以外の部分については不開示が妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会 長 鹿瀬島正剛  
 会長職務代理者 井寺 美穂  
 委 員 立石 邦子  
 委 員 末松 恵美  
 委 員 中嶋 直木

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年(2018年)10月10日	・諮問(第194号)
平成30年(2018年)11月14日	・審査請求人の口頭意見陳述の実施
平成30年(2018年)12月12日	・実施機関からの説明聴取及び審議
平成31年(2019年)1月9日	・審議

(別表1) 実施機関が不開示とした部分

	不開示部分	不開示条項
(1)	事業計画総括表のうち以下の①～②に該当する部分 ①A法人以外の畜産クラスター事業取組主体の市町村地区名、名称、畜種区分、施設整備等(概要)、総事業費、補助金額、取組主体の負担金額及び備考 ②事業全体の総事業費、補助金額及び取組主体負担金	条例第7条第3号ア
(2)	C地域畜産クラスター事業位置図のうちA法人以外の取組主体の名称及び事業実施位置図に係る部分	条例第7条第3号ア

(3)	A法人の事業実施計画のうち、経営形態、草地面積、放牧面積、労働人数、飼料自給率、飼養頭数及び内訳、堆肥化手法及び堆肥利用方法、既存施設の容量、コスト削減技術に該当する部分	条例第7条第3号ア
(4)	A法人の施設整備の内容のうち、飼養規模等の拡大計画、費用対効果分析結果、畜産経営体所得向上効果、補助残融資担保に該当する部分	条例第7条第3号ア
(5)	補助残融資担保の内容	条例第7条第3号ア
(6)	効果と費用の比較表のうち、試算に用いた数値と効果額試算の数値	条例第7条第3号ア
(7)	経営収支計画の内容	条例第7条第3号ア
(8)	堆きゅう肥生産量増加効果額算出表のうち試算に用いた数値及び販売単価	条例第7条第3号ア
(9)	生産環境改善効果額算出表のうち試算に用いた数値	条例第7条第3号ア
(10)	総合耐用年数算出表のうち、還元率に該当する部分	条例第7条第3号ア
(11)	牛舎必要面積積算根拠のうち、飼養頭数に係る部分	条例第7条第3号ア
(12)	堆肥舎規模決定の根拠のうち、飼養頭数及び年間堆肥生産量に係る部分	条例第7条第3号ア
(13)	見積業者名	条例第7条第3号ア
(14)	見積総額	条例第7条第3号ア
(15)	見積書内容及び図面	条例第7条第3号ア
(16)	図面のうち建築事務所名	条例第7条第3号ア
(17)	図面のうち建築士の氏名及び登録番号	条例第7条第2号
(18)	定款のうち公になっている情報（法人登記に記載されている情報、ホームページに記載されている情報等）を除いた部分	条例第7条第3号ア
(19)	畜産クラスター全体計画のうち、A法人以外の取組主体名、飼養頭数、所在市町村名に係る部分	条例第7条第3号ア
(20)	畜産クラスター全体計画のうち、A法人の飼養頭数及び生産コスト縮減のための技術に係る部分	条例第7条第3号ア

(21)	中心的な経営体の概要及び取組により期待される効果のうち、A法人以外の取組主体名、飼養畜種、飼養頭数、所在地に係る部分及びA法人の飼養頭数に係る部分	条例第7条第3号ア
------	---	-----------

(別表2) 審査会が開示すべきと判断した部分

対象文書	表の名称	開示すべき部分
見積書	A法人育成牛舎・堆肥舎新築工事	すべての部分
	1. 育成牛舎（鉄骨造平屋建て）	工種、数量、単位、単価の欄
	2. 堆肥舎	及び金額欄の合計額